

第4問 次の文章を読み、下の問い（問1～5）に答えよ。（配点 16）

20世紀後半からの、医療技術やバイオテクノロジー（生命工学）の発達には目覚ましいものがある。とくにバイオテクノロジーの発達によって、人類は「生命の設計図」ともいべき①遺伝子から様々な情報を得て、それを今後活かせる可能性が広がった。しかし、医療技術やバイオテクノロジーの発達は、医療や人の生に関する数々の倫理的問題を提起することになった。その1つが、②尊厳のある「人の死」の定義である。

かつて私たちは、心臓が停止し、身体が冷たくなっていくことを死と呼んだ。しかし、脳死状態ではそのいずれも見られない。心臓の鼓動は聞こえるし、身体に触ればあたたかさを感じることもできる。③欧米諸国は早くから脳死を人の死と認めてきたが、日本では伝統的な死生観から、なかなか社会的な合意が得られなかった。臓器移植の実現に向けての世論の高まりもあって、1997年に脳死者からの臓器移植を認める臓器移植法が成立したが、脳死を人の死として認めるかどうか、臓器移植法成立後も様々な議論がなされている。「人の死」については、脳死と臓器移植の問題だけでなく、治る見込みのない患者について、本人の意思や家族の同意の下、④延命措置を中止して自然な死を迎えさせるという考え方についても、議論を呼んでいる。

この他、生命倫理の観点から注目されていることとして、⑤インフォームド=コンセントが挙げられる。その行為の根底には、患者の人生の質を尊重して医療行為を行おうとする考え方があ

る。科学技術が発展し、従来とは生と死の捉え方が変わってきている今、20世紀のヒューマニストといわれたシュバイツァーを再認識することは重要であろう。一人一人が自分自身の身近な課題として、新たな生命倫理や死生観について考えていかなければならないのである。

問1 下線部①の例として**適当でないもの**を、次の①～④のうちから一つ選べ。 19

- ① 個人の遺伝子情報に基づき、その人にとって副作用の少ない薬が開発できる可能性が高まった。
- ② 遺伝子を組み換えることで、新しい生物種であるクローンを生み出せるようになった。
- ③ がんや糖尿病などに関わる遺伝子を解明できるようになった。
- ④ iPS細胞に特定の遺伝子を入れることで、様々な臓器を作り出せるようになった。

問2 下線部⑥に関連して、現代社会の先生が、人間と動物の権利を考える際に手がかりになる次の【考え方A】・【考え方B】と、現在有効な日本の法律を紹介してくれた。法律には、様々な考え方が背景にある。【考え方A】と【考え方B】は、どのような法律と関連しているか。それぞれについて、最も適当なものを、下の①～④のうちから一つずつ選べ。

【考え方A】→ 20

【考え方B】→ 21

【考え方A】

ドイツの哲学者カントは、人間は自らの理性が立てた道徳法則に従い得るところに人間の尊厳を見出した。つまり、カントは、人間は動物のように本能のみに従って行動するのではなく、本能に逆らい理性的に行動できるところに人間の尊厳があるとした。そして、理性が立てた道徳法則に自律的に従う存在者だけが権利の主体である人格になり得ると考えたのである。

カントの考え方を法律の規定に应用すると、道徳的に行動できる人間や人間と同等のものは「権利の主体」として規定し得る。しかし、道徳的に行動できないものは「権利の主体」になり得ないということになる。

【考え方B】

イギリスの哲学者ベンサムが生きていた当時、人間は他の動物とは異なって、理性を持ち言葉を話すからこそ、尊厳を持つと考えられていた。

しかしベンサムは、訓練されて言葉を理解し、知的に振る舞うことができる犬や馬と、そうではない生まれたばかりの人間の子どもを比較して、両者に道徳的な本質的差異はないとした。そして、痛みを感じる動物に対しては、人間と同じように配慮しなければならないと主張したのである。

ベンサムの考え方を法律の規定に应用すると、人に危害を加えることが許されないのなら、動物に危害を加えることも許されないことになる。

- ① ゴルフ場開発に伴う林地開発許可処分の取消しなどを求めて提訴できるのは、自然人もしくは会社組織などの法人に限られている。
- ② 子どもは心身の健康を保障するのみならず、社会のあらゆる分野において子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先するように求めている。
- ③ 動物実験を行う時には、その実施数を可能な限り減らしたり、動物に与える苦痛を減らしたりすることを促している。
- ④ クジラには知性があり絶滅の危機に瀕している種類もあるが、日本では伝統的な食料資源でもあるため、捕獲できる種類・頭数を限定して捕鯨を認めている。